

改正案	現行
<p>（地域再生計画の認定の申請）</p> <p>第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図</p> <p>二 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書</p> <p>三 法第五条第四項第一号又は第二号の事項を記載している場合には、当該認定の申請をしようとする地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあつては、同法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあつては、同項の規定により当該港務局を設立した地方公共団体）が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）</p>	<p>（地域再生計画の認定の申請）</p> <p>第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 地域再生計画（法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図</p> <p>二 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書</p> <p>（新設）</p>

四 法第五条第四項第三号又は第十四号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあつては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

五 法第五条第四項第四号の事項を記載している場合には、同号イからハまでに掲げる事業の実施による特定政策課題（地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）第一条各号に掲げる政策課題をいう。以下同じ。）の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料

六 法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号に規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イ及び第二十九条において同じ。）のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

七 法第五条第四項第六号の事項を記載している場合には、次に掲げる  
図書

イ 法第五条第四項第六号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第六号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土

三 法第五条第四項第二号及び第十二号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第二号の事項を記載している場合にあつては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

四 法第五条第四項第三号の事項を記載している場合には、同号イからハまでに掲げる事業の実施による特定政策課題（地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）以下「令」という。）第一条各号に掲げる特定政策課題をいう。以下同じ。）の解決に対する寄与の程度の根拠となる資料

五 法第五条第四項第四号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号に規定する地方活力向上地域をいう。以下同じ。）のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

六 法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、次に掲げる  
図書

イ 法第五条第四項第五号に規定する集落生活圏のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第五号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土

地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

九 法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、遊休工場用地等（同号に規定する遊休工場用地等をいう。以下この号において同じ。）をその工業等導入地区（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区をいう。以下この号において同じ。）の区域を含む実施計画（同条第一項に規定する実施計画をいう。以下この号において同じ。）並びに当該実施計画に定められた工業等導入地区の区域及び遊休工場用地等を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、次に掲げる  
図書

イ 法第五条第四項第十号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第十号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

（新設）

七 法第五条第四項第七号の事項を記載している場合には、遊休工場用地等（同号に規定する遊休工場用地等をいう。以下この号において同じ。）をその工業等導入地区（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区をいう。以下この号において同じ。）の区域を含む実施計画（同条第一項に規定する実施計画をいう。以下この号において同じ。）並びに当該実施計画に定められた工業等導入地区の区域及び遊休工場用地等を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、次に掲げる  
図書

イ 法第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三 法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている産業集積形成等基本計画

十四 法第五条第五項の規定により聴いた特定地域再生事業（同条第四項第四号に規定する特定地域再生事業をいう。以下同じ。）を実施する者の意見の概要

十五 法第五条第九項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

一 次条第一項第三号口の事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

二 次条第一項第五号に規定する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度を記載している場合には、第四条各号に掲げる事業の実施による当該程度の根拠となる資料

三 次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十四号に規定する補助金等交付財産をいう。

九 法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十一 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている産業集積形成等基本計画

十二 法第五条第五項の規定により聴いた特定地域再生事業（同条第四項第三号に規定する特定地域再生事業をいう。以下同じ。）を実施する者の意見の概要

十三 法第五条第九項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十四 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

一 次条第一項第三号の事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

二 次条第一項第四号に規定する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度を記載している場合には、第三条各号に掲げる事業の実施による当該程度の根拠となる資料

三 次条第一項第十四号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十二号に規定する補助金等交付財産をいう。

次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合には、次に掲げるものは、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費

五 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、第四条各号に掲げる事業の種類、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第五条第四項第四号イの事項を記載する場合 第六条各号に掲

次条第一項第十四号において同じ。）の所在を表示した図面

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、地域再生基盤強化交付金（法第十三条第二項に規定する地域再生基盤強化交付金をいう。以下同じ。）の種類ごとに当該地域再生基盤強化交付金を充てて整備を行う施設の種類、事業期間並びに施設ごとの整備量及び事業費

に関する事項

（新設）

四 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、次条各号に掲げる事業の種類、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

五 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第五条第四項第三号イの事項を記載する場合 第五条各号に掲

げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称  
ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第三十八条において同じ。）又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合 第七条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称  
ニ 法第五条第四項第四号ハの事項を記載する場合 除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

七| 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項  
イ 地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称  
ロ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会  
の創出又は経済基盤の強化に資する程度

八| 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会  
の創出

げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称  
ロ 法第五条第四項第三号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第六条第一項第一号において同じ。）又は同条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ 法第五条第四項第三号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合 第六条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称  
ニ 法第五条第四項第三号ハの事項を記載する場合 除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

六| 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項  
イ 地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（同号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称  
ロ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会  
の創出又は経済基盤の強化に資する程度

七| 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会  
の創出

、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容並びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十四 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活

、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

八 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容並びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

(新設)

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、前条第一項第九号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第九号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、前条第一項第十号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の

環境の整備に資する程度

十五 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される産業集積形成等基本計画の名称及び当該産業集積形成等基本計画を作成した者の名称並びに当該産業集積形成等基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十六 法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

十七 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

2| 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3| 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記

整備に資する程度

十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される産業集積形成等基本計画の名称及び当該産業集積形成等基本計画を作成した者の名称並びに当該産業集積形成等基本計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十四 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

十五 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

(新設)



載するものとする。

4 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第四号イからハまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする。

(法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件)

第三条 法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること。
- 二 寄附の額が一の寄附ごとに十万円以上であること。
- 三 主たる事務所又は事業所が当該事業を行う都道府県又は市町村の区域内に存する法人からの寄附でないこと。

(法第五条第四項第三号の内閣府令で定める事業)

第四条 法第五条第四項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であつて、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- 二 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であつて、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増

2 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第三号イからハまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする。

(新設)

(法第五条第四項第二号の内閣府令で定める事業)

第三条 法第五条第四項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であつて、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- 二 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であつて、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増

大その他の地域経済の活性化に資する事業

三 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業

四 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業

五 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

六 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

七 その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業

（法第五条第四項第三号の内閣府令で定める金融機関）

第五条 法第五条第四項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八

大その他の地域経済の活性化に資する事業

三 歴史上若しくは芸術上価値の高い建造物として文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定による指定を受けたもの又は歴史的な建造物としてその他の法令の規定による指定を受けたものの活用又は整備を行う事業

四 国の行政機関等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項に規定する国の行政機関等をいう。）又は地方公共団体（国及び地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。）が実施する事業（当該事業に係る資産を含む。）を譲り受けて行う事業

五 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

六 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

七 その他内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業

（法第五条第四項第二号の内閣府令で定める金融機関）

第四条 法第五条第四項第二号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八

十一号) 第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。)

六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。)

七 農林中央金庫  
八 株式会社商工組合中央金庫  
九 株式会社日本政策投資銀行

(法第五条第四項第四号イの内閣府令で定める事業)

第六条 法第五条第四項第四号イの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 一 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- 二 地域住民の健康の保持増進に資する事業
- 三 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事

十一号) 第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。)及び農業協同組合連合会(同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。)

六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。)及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。)

七 農林中央金庫  
八 株式会社商工組合中央金庫  
九 株式会社日本政策投資銀行

(法第五条第四項第三号イの内閣府令で定める事業)

第五条 法第五条第四項第三号イの内閣府令で定める事業は、地域における特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 一 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- 二 地域住民の健康の保持増進に資する事業
- 三 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事

業

- 四 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- 五 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- 六 その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

(法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等)

第七条 法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、地域にお

ける特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事業であつて地方公共団体、地域再生推進法人又は次項に規定する公共的団体により行われるもの
- イ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設の整備に関する事業
- ロ 福祉サービスの提供に関する事業
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、地域における特定政策課題の解決に資する事業

二 地域再生拠点(法第五条第四項第六号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図るために行う次に掲げる事業であつて株式会社により行われるもの

- イ 集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業

業

- 四 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- 五 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- 六 その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

(法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める事業等)

第六条 法第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める事業は、地域にお

ける特定政策課題の解決に資する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事業であつて地方公共団体、地域再生推進法人又は次項に規定する公共的団体により行われるもの
- イ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設の整備に関する事業
- ロ 福祉サービスの提供に関する事業
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、地域における特定政策課題の解決に資する事業

二 次に掲げる事業であつて株式会社により行われるもの

- イ 地域住民の移動のための交通手段の確保又は地域住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売若しくは役務の提供等の社会福祉の増進に関する事業

ロ 集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

2 第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める者は、公共的団体（地方  
財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第五号の公共的団体をいう  
。）とする。

（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）

第八条 第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定  
業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するも  
のとする。

一 事務所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事  
業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

イ 調査及び企画部門

ロ 情報処理部門

ハ 研究開発部門

ニ 国際事業部門

ホ その他管理業務部門

二 研究所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事  
業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三 研修所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事  
業者による人材育成において重要な役割を担うもの

（遊休工場用地等の期間）

ロ 再生可能エネルギー源の利用又はリサイクルの推進等を通じた環  
境の保全に関する事業

2 第五条第四項第三号ロの内閣府令で定める者は、公共的団体（地方  
財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第五号に掲げる公共的団体  
をいう。）とする。

（法第五条第四項第四号の内閣府令で定める業務施設）

第七条 第五条第四項第四号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定  
業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するも  
のとする。

一 事務所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事  
業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

イ 調査及び企画部門

ロ 情報処理部門

ハ 研究開発部門

ニ 国際事業部門

ホ その他管理業務部門

二 研究所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事  
業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三 研修所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事  
業者による人材育成において重要な役割を担うもの

（遊休工場用地等の期間）

第九条 法第五条第四項第九号の内閣府令で定める期間は、五年とする。

(地域再生計画の変更の認定の申請)

第十条 法第七条第一項の規定により地域再生計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる図書のうち当該地域再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第十一条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(地域再生協議会を組織した旨の公表)

第十二条 法第十二条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定

第八条 法第五条第四項第七号の内閣府令で定める期間は、五年とする。

(地域再生計画の変更の認定の申請)

第九条 法第七条第一項の規定により地域再生計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条各号に掲げる図書のうち当該地域再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(地域再生協議会を組織した旨の公表)

第十一条 法第十二条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定

地域再生計画（法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。  
以下同じ。）の概要

- 2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（寄附を行う法人に対する利益供与の禁止）

第十三条 認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続）

第十四条 認定地方公共団体は、法人からまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該法人に対し、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する書面を別記様式第三により交付するものとする。

2 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、速やかに当該事業の実施状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

（法第十四条第一項の内閣府令で定める要件）

第十五条 法第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

地域再生計画（法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。  
以下同じ。）の概要

- 2 前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（法第十四条第一項の内閣府令で定める要件）

第十二条 法第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 第四条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ 地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二 人的構成に照らして、地域再生支援貸付事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三 地域再生支援貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（法第十四条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第十六条 法第十四条第三項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約（法第十四条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条第二項において同じ。）に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第十四条第五項の内閣府令で定める期間）

一 第三条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ 地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二 人的構成に照らして、地域再生支援貸付事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三 地域再生支援貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（法第十四条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第十三条 法第十四条第三項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約（法第十四条第一項に規定する利子補給契約をいう。以下同じ。）に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第十四条第五項の内閣府令で定める期間）



第十七条 法第十四条第五項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める期間（以下「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 三月十一日から同年九月十日までの期間
- 二 九月十一日から翌年三月十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、当該地域再生支援利子補給金の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができ。

- 一 八月十一日から同年九月十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年三月十日までの期間
- 二 二月十一日から同年三月十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年九月十日までの期間

（地域再生支援利子補給金の支給）

第十八条 指定金融機関（法第十四条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第十四条第五項の規定により地域再生支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第四による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 当該地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

第十四条 法第十四条第五項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の内閣府令で定める期間（以下「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 三月十一日から同年九月十日までの期間
- 二 九月十一日から翌年三月十日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、当該地域再生支援利子補給金の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができ。

- 一 八月十一日から同年九月十日までの期間 当該貸付けの行われた日から翌年三月十日までの期間
- 二 二月十一日から同年三月十日までの期間 当該貸付けの行われた日から同年九月十日までの期間

（地域再生支援利子補給金の支給）

第十五条 指定金融機関（法第十四条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条において同じ。）は、法第十四条第五項の規定により地域再生支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第三による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 当該地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(指定金融機関の指定の申請手続等)

第十九条 法第十四条第一項の指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けようとする金融機関は、別記様式第五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。)の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 指定に係る認定地域再生計画の作成又はその実施について協議をした地域再生協議会の構成員であることを証する書類

四 第十五条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続にお

二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(指定金融機関の指定の申請手続等)

第十六条 法第十四条第一項の指定(第三項、第五項及び第六項において単に「指定」という。)を受けようとする金融機関は、別記様式第四による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 指定に係る認定地域再生計画の作成又はその実施について協議をした地域再生協議会の構成員であることを証する書類

四 第十二条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続にお

いて提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

- 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が地域再生支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。

6 内閣総理大臣は、法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

(法第十五条第一項の内閣府令で定める要件)

第二十条 法第十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 第六条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生

いて提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

- 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が地域再生支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。

6 内閣総理大臣は、法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

(法第十五条第一項の内閣府令で定める要件)

第十七条 法第十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 第五条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生

の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ 地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二 人的構成に照らして、法第五条第四項第四号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三 法第五条第四項第四号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（特定地域再生支援利子補給金の支給）

第二十一条 指定金融機関（法第十五条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第十五条第二項において読み替えて準用する法第十四条第五項の規定により特定地域再生支援利子補給金（法第十五条第一項に規定する利子補給金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、単位期間終了後十日以内に、別記様式第六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該特定地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれ

の取組を推進しているものとして次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 認定地域再生計画の区域に係る地域経済や地域社会について調査及び分析を実施し、その結果を公表していること。

ロ 地域再生を推進するため、地方公共団体が組織した協議会、研究会又はこれらに準ずる組織（当該指定に係る認定地域再生計画に係る地域再生協議会を除く。）に参画した実績を有すること。

ハ その他地域再生の取組を推進していると認められること。

二 人的構成に照らして、法第五条第四項第三号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

三 法第五条第四項第三号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

（特定地域再生支援利子補給金の支給）

第十八条 指定金融機関（法第十五条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条において同じ。）は、法第十五条第二項において読み替えて準用する法第十四条第五項の規定により特定地域再生支援利子補給金（法第十五条第一項に規定する利子補給金をいう。以下同じ。）の支給を受けようとするときは、単位期間終了後十日以内に、別記様式第五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該特定地域再生支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれ

に係る償還年次表

- 二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、特定地域再生支援助子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(指定金融機関の指定の申請手続等)

- 第二十二条 法第十五条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第二十条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

- 四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

に係る償還年次表

- 二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類
- 三 その他内閣総理大臣が必要と認める書類
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内で、特定地域再生支援助子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

(指定金融機関の指定の申請手続等)

- 第十九条 法第十五条第一項の指定（第三項、第五項及び第六項において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第六による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 第十七条各号に掲げる要件に適合することを証する書類

- 四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第十四条第一項又は法第十五条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

- 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第五条第四項第四号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。

6 内閣総理大臣は、法第十五条第二項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

第二十三条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 常時雇用する従業員の数が二人以上であること。
- 二 認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定

3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

- 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第五条第四項第三号イに規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。

6 内閣総理大臣は、法第十五条第二項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けたものに対して書面で通知するものとする。

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

第二十条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 常時雇用する従業員の数が二人以上であること。
- 二 認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第三号ロに規定

する事業を専ら行う株式会社（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）であること。

三 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

イ その設立の日以後十年を経過していないこと。

ロ 確認（法第十六条の確認をいう。第二十六条第八項及び第九項を

除き、以下同じ。）の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度

（次条第一項第二号及び第三号において「基準事業年度」という。

）における次条第一項の規定により提出された同項第二号の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、当該会社が当該申請の日の属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。

四 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

する事業を専ら行う株式会社であること。

三 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であること。

（新設）

（新設）

四 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社



ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業（第二十七条において単に「風俗営業」という。）又は同法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（第二十七条において単に「性風俗関連特殊営業」という。）に該当する事業を行う会社でないこと。

八 個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（以下「株式投資契約」という。）を締結する株式会社であること。

九 当該認定地域再生計画に係る次条第七項の特定会社であつて同条第五項の有効期間が満了していないものがない場合において、確認を受けようとする株式会社であること。

（削除）

ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業（第二十四条において単に「風俗営業」という。）又は同法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（第二十四条において単に「性風俗関連特殊営業」という。）に該当する事業を行う会社でないこと。

八 個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（以下「株式投資契約」という。）を締結する株式会社であること。

九 当該認定地域再生計画に係る次条第八項の特定会社であつて同条第六項の有効期間が満了していないものがない場合において、法第十六条の規定による確認を受けようとする株式会社であること。

十 次条第八項の特定会社であつて同条第六項の有効期間が満了していないものの全国における数が五十未満である場合において、法第十六条の規定による確認を受けようとする株式会社であること。

(認定地方公共団体の確認に係る手続等)

第二十四条 確認を受けようとする会社は、別記様式第八による申請書に、当該株式会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの  
二 基準事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された株式会社にあつては、その設立時における財産目録）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四 申請の日における株主名簿

五 常時雇用する従業員数を証する書類

六 組織図

七 前条第一号から第八号までに掲げる要件に該当する旨の別記様式第九による宣言書

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の

(認定地方公共団体の確認に係る手続等)

第二十一条 確認（法第十六条に規定する確認をいう。第二十三条第八項及び第九項を除き、以下同じ。）を受けようとする会社は、別記様式第七による申請書に、当該株式会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体（法第八条に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの  
二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された株式会社にあつては、その設立時における財産目録）

三 基準事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四 申請の日における株主名簿

五 常時雇用する従業員数を証する書類

六 組織図

七 前条第一号から第八号までに掲げる要件に該当する旨の別記様式第八による宣言書

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の

申請書を受理した日から、原則として一月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

(削除)

3| 認定地方公共団体は、前項の確認をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4| 認定地方公共団体は、確認をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十一によりその旨を通知するものとする。

5| 認定地方公共団体は、第三項の規定による確認書の交付に際し、確認の日から起算して三年を超えない範囲内において有効期間を付するものとする。

6| 前項の有効期間は、確認に係る特定地域再生事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

7| 第三項の規定により確認書の交付を受けた会社（以下「特定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

8| 認定地方公共団体は、第二項の確認を受けた特定会社について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

9| 認定地方公共団体は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十二により当該確認を受けていた特定会社に対してその旨を通

申請書を受理した日から、原則として一月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

3| 認定地方公共団体は、第一項の規定による提出を受けたときは、同項の会社が前条第十号に掲げる要件に該当するかどうかについて内閣総理大臣に確認を求めるものとする。

4| 認定地方公共団体は、第二項の確認をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するものとする。

5| 認定地方公共団体は、確認をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。

6| 認定地方公共団体は、第四項の規定による確認書の交付に際し、確認の日から起算して三年を超えない範囲内において有効期間を付するものとする。

7| 前項の有効期間は、確認に係る特定地域再生事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

8| 第四項の規定により確認書の交付を受けた会社（以下「特定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。

9| 認定地方公共団体は、第二項の確認を受けた特定会社について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

10| 認定地方公共団体は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十一により当該確認を受けていた特定会社に対してその旨を通知

知するものとする。

10| 認定地方公共団体は、確認をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

11| 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

12| 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、特定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(報告書の提出時期及び手続)

第二十五条 特定会社は、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第十三による実施状況報告書を提出するものとする。

一 前年度の確認に係る特定地域再生事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業を適切に実施していると認めるときは、特定会社に対して、別記様式第十四による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十五によりその旨及びその理由を通知するものとする。

するものとする。

11| 認定地方公共団体は、確認をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

12| 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

13| 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、特定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(報告書の提出時期及び手続)

第二十二条 特定会社は、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第十二による実施状況報告書を提出するものとする。

一 前年度の確認に係る特定地域再生事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業を適切に実施していると認めるときは、特定会社に対して、別記様式第十三による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面を交付するものとする。

3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4 特定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該特定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

(特定会社に係る株式の払込みの確認等)

第二十六条 特定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第十六の報告書に、当該契約の日において次の各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第十七による宣言書及び当該各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添えて、認定地方公共団体に提出するものとする。

一 当該特定会社その設立の日以後十年を経過していないこと。

二 常時雇用する従業員の数が、確認の日における常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の事業年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人(当該特定会社が商業又はサービス業(中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。)に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあつては一人)以上増加していること。ただし、確認の申請の日の属する事業年度に払込みを受ける場合は、この限りでない。

2 特定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行うとする個人が民法組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事

4 特定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該特定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

(特定会社に係る株式の払込みの確認等)

第二十三条 特定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第十五の報告書を認定地方公共団体に提出するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 特定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行うとする個人が民法組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事

業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。  
）を通じて取得した場合にあっては、当該特定会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し  
二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第十八による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、特定会社に対し、別記様式第十九による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第二十によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 特定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した特定会

業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。  
）を通じて取得した場合にあっては、当該特定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し  
二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第十六による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再生事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、特定会社に対し、別記様式第十七による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して、別記様式第十八によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 特定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した特定会

社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした特定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該特定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第二十一による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第二十四条第三項の規定により交付を受けた確認書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十二による確認書を交付するものとする。

社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした特定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該特定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第十九による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする。

7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第二十一条第四項の規定により交付を受けた確認書の写し

二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があつたことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

三 当該個人が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を締結した契約書の写し

六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

8 認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十による確認書を交付するものとする。

9 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者の要件)

第二十七条 法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者は、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこととする。

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

第二十八条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十四による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に新たに事業を開始した個人事業者又は設立された法人にあっては、その新たに事業を開始したとき又は設立されたときにおける財産目録又はこれに準ずるもの）

9 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者の要件)

第二十四条 法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者は、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこととする。

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

第二十五条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十二による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十三による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に新たに事業を開始した個人事業者又は設立された法人にあっては、その新たに事業を開始したとき又は設立されたときにおける財産目録又はこれに準ずるもの）



三 常時雇用する従業員の数を証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定都道府県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、認定に関する処分を行うものとする。

3 認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第二十六による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第二十七による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4 前項の通知は、第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

5 認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第二十八によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6 認定都道府県知事は、必要があると認めるときは、認定事業者（法第十七条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件）

第二十九条 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件は、同号に規定する地方活力向上地域をその区域に含む人口（当該地方活力向上地域が二以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の人口の合計）がおおむね十万人以上である市町村（当該市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第

三 常時雇用する従業員の数を証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定都道府県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、認定に関する処分を行うものとする。

3 認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第二十四による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第二十五による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4 前項の通知は、第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

5 認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第二十六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6 認定都道府県知事は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件）

第二十六条 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件は、同号に規定する地方活力向上地域をその区域に含む人口（当該地方活力向上地域が二以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の人口の合計）がおおむね十万人以上である市町村（当該市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第

八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。)を当該市町村の常住人口(当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。)で除して得た率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。)からなる地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域であることとする。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること。
- 三 特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。
- 四 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

イ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ロ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ハ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

(実施期間)

第三十条 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えて

八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。)を当該市町村の常住人口(当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。)で除して得た率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。)からなる地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域であることとする。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること。
- 三 特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。
- 四 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

イ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ロ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ハ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

(実施期間)

第二十七条 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超え

はならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

第三十一条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数(移転型事業を行おうとする場合にあつては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十六条第二項において「特定集中地域」という。)にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。)
- 二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

第三十二条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、十人とする。ただし、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。)である場合には、五人とする。

てはならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

第二十八条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数(移転型事業を行おうとする場合にあつては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域(以下「特定集中地域」という。)にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。)
- 二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

第二十九条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、十人とする。ただし、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。)である場合には、五人とする。

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。
- 二 移転型事業を行おうとする場合にあつては、前号の増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から転勤させる者であること。

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

第三十四条 法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十九による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第三十による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類
- 二 第二十八条第一項各号に掲げる書類

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。
- 二 移転型事業を行おうとする場合にあつては、前号の増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から転勤させる者であること。

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

第三十一条 法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者（同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十七による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第二十八による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類
- 二 第二十五条第一項各号に掲げる書類

3 第二十八条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し)

第三十五条 認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者に対して、別記様式第三十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(実施状況の報告)

第三十六条 認定事業者は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第三十二により、拡充型事業を行った者については別記様式第三十三により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類(移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であること)を証する書類を含む。)を添付しなければならない。

3 第二十五条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し)

第三十二条 認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者に対して、別記様式第二十九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(実施状況の報告)

第三十三条 認定事業者は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第三十二により、拡充型事業を行った者については別記様式第三十一により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類(移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であること)を証する書類を含む。)を添付しなければならない。

(特定業務施設における従業員の要件)

第三十七条 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者
- 二 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）
- 三 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者
- 四 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

(生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案)

第三十八条 法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おう

(特定業務施設における従業員の要件)

第三十四条 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者
- 二 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）
- 三 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者
- 四 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

(新設)

とする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）に提出しなければならない。

（職員の派遣の要請手続等）

第三十九条 地方公共団体の長は、法第三十四条の規定により内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもってこれをしなければならない。

一 地域再生計画を作成し、若しくは変更して実施しようとする事業の概要又は現に実施の準備中若しくは実施中の地域再生を図るために行う事業の概要

二 派遣を要請し、又は派遣についてあつせんを求める理由

三 前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（職員の派遣の要請手続等）

第三十五条 地方公共団体の長は、法第三十四条の規定により内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもってこれをしなければならない。

一 地域再生計画を作成し、若しくは変更して実施しようとする事業の概要又は現に実施の準備中若しくは実施中の地域再生を図るために行う事業の概要

二 派遣を要請し、又は派遣についてあつせんを求める理由

三 前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

別記様式第1（第1条関係）

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
  - 2 地域再生計画の作成主体の名称
  - 3 地域再生計画の区域
  - 4 地域再生計画の目標
  - 5 地域再生を図るために行う事業
- 5-1 全体の概要
- 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
- 5-3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

注1 地域再生法第5条第4項第1号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先進的なものであると認められる理由も併せて記載してください。

注2 地域再生法第5条第4項第2号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に事業に関連する密附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法も併せて記載してください。

注3 地域再生法第5条第4項第4号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度も併せて記載してください。

注4 1、4及び7に掲げる事項については、記載するよう努めること。

別記様式第1（第1条関係）

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
  - 2 地域再生計画の作成主体の名称
  - 3 地域再生計画の区域
  - 4 地域再生計画の目標
  - 5 地域再生を図るために行う事業
- 5-1 全体の概要
- 5-2 特定政策課題に関する事項（地域再生法第5条第4項第3号の事項を記載する場合のみ）
- 5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業
- 5-4 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

注1 5-2に掲げる事項には、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載してください。

注2 1、4及び7に掲げる事項については、記載するよう努めること。



別記様式第2 (第10条関係)

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

別記様式第2 (第9条関係)

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

(新設)

別記様式第3 (第14条関係)

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名 印  
地場再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生審議会に関連する審

附として、下記の審附を受領したことを証明する。

記

事業名

寄附年月日 年 月 日

寄附金額 円

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4（第18条関係）

地域再生支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣府大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

1. 地域再生支援利子補給金申請額
2. 地域再生支援利子補給金振込先  
(指定先金融機関名・店鋪名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載)
3. 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3（第15条関係）

地域再生支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣府大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

1. 地域再生支援利子補給金申請額
2. 地域再生支援利子補給金振込先  
(指定先金融機関名・店鋪名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載)
3. 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5（第19条関係）

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

地域再生法第14条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

1. 金融機関の名称
  2. 代表者の氏名
  3. 金融機関の所在地
  4. 認定地域再生計画について
- (1) 当該計画の名称
- (2) 認定地方公共団体
- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第4（第16条関係）

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

地域再生法第14条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

1. 金融機関の名称
  2. 代表者の氏名
  3. 金融機関の所在地
  4. 認定地域再生計画について
- (1) 当該計画の名称
- (2) 認定地方公共団体
- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6（第21条関係）

特定地域再生支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第15条第2項において読み替えて準用する同法第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり特定地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

1. 特定地域再生支援利子補給金申請額
2. 特定地域再生支援利子補給金振込先  
（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）
3. 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5（第18条関係）

特定地域再生支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

指定金融機関の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第15条第2項において読み替えて準用する同法第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり特定地域再生支援利子補給金の支給を申請します。

記

1. 特定地域再生支援利子補給金申請額
2. 特定地域再生支援利子補給金振込先  
（振込先金融機関名・店舗名・預金の種別・口座番号・預金の名義を記載）
3. 支給の根拠となる利子補給契約の締結年月日  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7（第22条関係）

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

地域再生法第15条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

1. 金融機関の名称
  2. 代表者の氏名
  3. 金融機関の所在地
  4. 認定地域再生計画について
- (1) 当該計画の名称
- (2) 認定地方公共団体
- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6（第19条関係）

指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

印

地域再生法第15条第1項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

1. 金融機関の名称
  2. 代表者の氏名
  3. 金融機関の所在地
  4. 認定地域再生計画について
- (1) 当該計画の名称
- (2) 認定地方公共団体
- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第8（第24条第1項）

確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

地城再生法第16条に規定する確認を受けたいので、地城再生法施行規則第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 主たる事務所の所在地
3. 事業の具体的内容

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7（第21条第1項）

確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

地城再生法第16条第1項に規定する確認を受けたいので、地城再生法施行規則第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 主たる事務所の所在地
3. 事業の具体的内容

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第9（第24条関係）

確認に係る要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

当社は、地質再生法第16条に規定する確認を申請するに当たり、地質再生法施行規則第23条第1号から第8号までに掲げる要件に該当することを宣言します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第8（第21条関係）

確認に係る要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

当社は、地質再生法第16条第1項に規定する確認を申請するに当たり、地質再生法施行規則第20条第1号から第8号までに掲げる要件に該当することを宣言します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



別記様式第10（第24条関係）

確 認 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの確認申請について、地帳再生法第13条の規定に基づき、確認します。

記

1. 地帳再生法施行規則第23条第1号から第3号までに該当すること。

(1) 設立年月日 年 月 日

(2) 業種

(3) 資本金額 万円

(4) 基準事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合

(5) 従業員数 人

(6) 特定地帳再生事業の内容

(7) 上記の特定地帳再生事業を専ら行う株式会社であること

2. 地帳再生法施行規則第23条第4号から第9号までに該当すること。

第4号 外部資本が1/6以上であること

第5号 未上場会社であること

第6号 大規模会社の子会社でないこと

第7号 風俗営業等を行っていないこと

第8号 株式投資契約を締結する株式会社であること

第9号 当該認定地帳再生計画に係る特定地帳再生事業を実施する株式会社が存在しないこと

(1) この確認書は、年 月 日まで有効です。

(2) この確認が行われたことについては、地帳再生制度に関するホームページにおいて公表します。

(3) 株式の払込みの期日において地帳再生法施行規則第23条第1号から第9号までに掲げる要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。

別記様式第9（第21条関係）

確 認 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの確認申請について、地帳再生法第16条第1項の規定に基づき、確認します。

記

1. 地帳再生法施行規則第20条第1号から第3号までに該当すること。

(1) 業種

(2) 資本金額 万円

(3) 従業員数 人

(4) 特定地帳再生事業の内容

(5) 上記の特定地帳再生事業を専ら行う株式会社であること

2. 地帳再生法施行規則第20条第4号から第10号までに該当すること。

第4号 外部資本が1/6以上であること

第5号 未上場会社であること

第6号 大規模会社の子会社でないこと

第7号 風俗営業等を行っていないこと

第8号 株式投資契約を締結する株式会社であること

第9号 当該認定地帳再生計画に係る特定地帳再生事業を実施する株式会社が存在しないこと

第10号 特定地帳再生事業を行う株式会社の数が全国で50未満であること

(1) この確認書は、年 月 日まで有効です。

(2) この確認が行われたことについては、地帳再生制度に関するホームページにおいて公表します。

(3) 株式の払込みの期日において地帳再生法施行規則第20条第1号から第10号までに掲げる要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。

(4) この確認は、〇〇〇（地方公共団体名）として、投資家に対して投資に係る

(4) この確認は、〇〇〇(地方公共団体名)として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してくだ  
さい。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してくだ  
さい。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第11 (第24条関係)

地質再生法第16条に規定する確認をしない旨の通知書  
年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの地質再生法第16条に規定する確認の申請については、下記の理由により確認しないこととしたので、地質再生法施行規則第24条第4項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第10 (第21条関係)

地質再生法第16条第1項に規定する確認をしない旨の通知書  
年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けの地質再生法第16条第1項に規定する確認の申請については、下記の理由により確認しないこととしたので、地質再生法施行規則第21条第5項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第12（第24条関係）

確認の取消通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで行った地質再生法第16条に規定する確認については、下記の理由により、地質再生法施行規則第24条第8項の規定に基づき取り消すこととしたので、同条第9項の規定に基づき通知します。

記

取り消す理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第11（第21条関係）

確認の取消通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けで行った地質再生法第16条第1項に規定する確認については、下記の理由により、地質再生法施行規則第21条第9項の規定に基づき取り消すこととしたので、同条第10項の規定に基づき通知します。

記

取り消す理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第13（第25条関係）

特定地域再生事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第16条に規定する確認（年月日付）を受けた特定地域再生事業の実施状況について、地域再生法施行規則第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
  2. 事業の実施場所
  3. 事業実施期間及び確認の有効期間
  4. 前年度における事業の実施状況
  5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
  6. 資金の調達に関する実績
- (1) 平成〇〇年度資金合計 〇〇百万円  
(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

(2) 平成〇〇年度資金合計 〇〇百万円  
(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第12（第22条関係）

特定地域再生事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第16条第1項に規定する確認（年月日付）を受けた特定地域再生事業の実施状況について、地域再生法施行規則第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
  2. 事業の実施場所
  3. 事業実施期間及び確認の有効期間
  4. 前年度における事業の実施状況
  5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
  6. 資金の調達に関する実績
- (1) 平成〇〇年度資金合計 〇〇百万円  
(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

(2) 平成〇〇年度資金合計 〇〇百万円  
(内訳)

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第14 (第25条関係)

特定地域再生事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地域再生法施行規則第25条第1項の実施状況報告書を踏まえ、同条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第13 (第22条関係)

特定地域再生事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地域再生法施行規則第22条第1項の実施状況報告書を踏まえ、同条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第15 (第25条関係)

特定地域再生事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地域再生法施行規則第25条第1項の実施状況報告書を読み、下記  
の理由により同条第2項の認定をしないこととしたので、同条第3項の規定に基づき通  
知します。

記

認定をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第14 (第22条関係)

特定地域再生事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地域再生法施行規則第22条第1項の実施状況報告書を読み、下  
記の理由により同条第2項の認定をしないこととしたので、同条第3項の規定に基づき通  
知します。

記

認定をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第16（第26条関係）

特定地域再生事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

地域再生法第16条に規定する確認（年月日付け）を受けた特定地域再生事業について、当社として、その実施に必要な資金が確実に調達することができると判断するに至ったため、地域再生法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業実施期間及び確認の有効期間
3. 事業の実施に必要な資金の調達に関する契約の締結状況
  - (1) 計画期間全体における資金総額 〇〇百万円
  - (2) 年度別内訳
    - (イ) 平成〇〇年度
    - (1) 〇〇年度資金小計 〇〇百万円
    - (ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

- (ロ) 平成〇〇年度
- (1) 〇〇年度資金小計 〇〇百万円
  - (ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

別記様式第15（第23条関係）

特定地域再生事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

地域再生法第16条第1項に規定する確認（年月日付け）を受けた特定地域再生事業について、当社として、その実施に必要な資金が確実に調達することができると判断するに至ったため、地域再生法施行規則第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業実施期間及び確認の有効期間
3. 事業の実施に必要な資金の調達に関する契約の締結状況
  - (1) 計画期間全体における資金総額 〇〇百万円
  - (2) 年度別内訳
    - (イ) 平成〇〇年度
    - (1) 〇〇年度資金小計 〇〇百万円
    - (ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

- (ロ) 平成〇〇年度
- (1) 〇〇年度資金小計 〇〇百万円
  - (ii) 内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況



注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とすること。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とすること。

(新設)

別記様式第17 (第26条関係)

払込み前の認定に係る要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

当社は、年 月 日の資金の調達に関する契約の締結日において、地域再生法附行規則第26条第1項各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第18（第26条関係）

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組合名

代表者の氏名

印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1. 組合契約の種類の別

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2. 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3. 上記の者の出資価額割合

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第16（第23条関係）

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地

会社名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組合名

代表者の氏名

印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1. 組合契約の種類の別

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2. 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3. 上記の者の出資価額割合

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第19 (第26条関係)

特定地域再生事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの地域再生法施行規則第26条第1項の報告書及び宣言書を踏まえ、同条第3項の規定に基づき、当該事業が適切に実施される見込みである旨、これを認定します。

記

地域再生法施行規則第26条第1項各号に該当する。

(1) 設立年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(2) 業種 \_\_\_\_\_

(3) 従業員数 \_\_\_\_\_ 人

(4) 確認の日における従業員数 \_\_\_\_\_ 人

(5) 前事業年度末における従業員数 \_\_\_\_\_ 人

注1 確認の申請の日の属する事業年度に申込みを受ける場合は、(5)を記載する必要はありません。

注2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第17 (第23条関係)

特定地域再生事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの地域再生法施行規則第23条第1項の報告書を踏まえ、同条第3項の規定に基づき、当該事業が適切に実施される見込みである旨、これを認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第20（第26条関係）

特定地域再生事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地域再生法施行規則第26条第1項の報告書を踏まえ、下記の理由により同条第3項の認定をしないこととしたので、同条第4項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第18（第23条関係）

特定地域再生事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地域再生法施行規則第23条第1項の報告書を踏まえ、下記の理由により同条第3項の認定をしないこととしたので、同条第4項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とすること。

別記様式第21 (第26条関係)

(個人が直接投資した場合)

地域再生法附則第26条第5項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名

印

地域再生法附則第26条第8項の規定に係る確認を受けたので、下記のとおり申請します。なお、当社は地域再生法第16条に規定する確認を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日 年 月 日
3. 当該法人の指定の有効期間
4. 取得株式数
5. 払込金額
6. 払込金額の総額

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第19 (第23条関係)

(個人が直接投資した場合)

地域再生法附則第23条第6項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名

印

地域再生法附則第23条第8項の規定に係る確認を受けたので、下記のとおり申請します。なお、当社は地域再生法第16条第1項に規定する確認を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日(又は成立の日) 平成 年 月 日
3. 当該法人の指定の有効期間
4. 取得株式数
5. 払込金額
6. 払込金額の総額

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第21（第26条関係） （フリップ等を通じて投貸した場合）

地価再生法施行規則第26条第6項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 印

地価再生法施行規則第26条第8項の規定に係る確認を受けたので、下記のとおり申請します。なお、当社は地価再生法第16条に規定する確認を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所  
民法組合等の名称及び所在地  
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地  
出資価額割合 %  
2. 払込期日 年 月 日  
3. 当該法人の指定の有効期間  
4. 取得株式数  
民法組合等の取得株式数  
5. 払込金額  
6. 払込金額の総額  
民法組合等の払込金額の総額

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第19（第23条関係） （フリップ等を通じて投貸した場合）

地価再生法施行規則第23条第5項に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 印

地価再生法施行規則第23条第8項の規定に係る確認を受けたので、下記のとおり申請します。なお、当社は地価再生法第16条第1項に規定する確認を受けた者であり、株式投資契約に基づき払込みを受けたものを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所  
民法組合等の名称及び所在地  
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地  
出資価額割合 %  
2. 払込期日（又は成立の日） 平成 年 月 日  
3. 当該法人の指定の有効期間  
4. 取得株式数  
民法組合等の取得株式数  
5. 払込金額  
6. 払込金額の総額  
民法組合等の払込金額の総額

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第22（第26条関係）

地帳再生法施行規則第26条第8項に係る確認書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地帳再生法施行規則第26条第6項の規定による申請について、同条第8項の規定に基づき確認します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が地帳再生法第16条の規定による確認を受けた者であること
3. 申請者が地帳再生法施行規則第26条第1項各号に該当する者であること
4. 払込期日 年 月 日
5. 4の期日が当該法人の指定の有効期間内であること
6. 当該申請に係る払込みは、地帳再生法施行規則第23条第1項の株式投資契約その他の資金の調達に基づくものであること
7. 取得株式数
8. 払込金額
9. 払込金額の総額

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第20（第23条関係）

地帳再生法施行規則第23条第8項に係る確認書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付の地帳再生法施行規則第23条第6項の規定による申請について、同条第8項の規定に基づき確認します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が地帳再生法第16条の規定による確認を受けた者であること
3. 払込期日（又は成立の日） 平成 年 月 日
4. 3の期日が当該法人の指定の有効期間内であること
5. 当該申請に係る払込みは、地帳再生法施行規則第23条第1項の株式投資契約その他の資金の調達に基づくものであること
6. 取得株式数
7. 払込金額
8. 払込金額の総額

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



別記様式第23（第26条関係）

地価再生法施行規則第26条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 職

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの地価再生法施行規則第26条第6項の規定による申請について、下記  
記の理由により同条第9項の規定に基づき同条第8項の確認をしないこととしたので通知  
します。

記

確認をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第21（第23条関係）

地価再生法施行規則第23条第9項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 職

認定地方公共団体の長の氏名

印

年 月 日付けの地価再生法施行規則第23条第6項の規定による申請について、下  
記の理由により同条第9項の規定に基づき同条第8項の確認をしないこととしたので通知  
します。

記

確認をしない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第24（第28条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活方向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第22（第25条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活方向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設の整備内容

① 整備目的

ア) 特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所	その他
-----	-----	-----	-----

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄で「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建物	延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	積			
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により区分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外觀イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 事業期間

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設の整備内容

① 整備目的

ア) 特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所	その他
-----	-----	-----	-----

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄で「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建物	延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	積			
建物附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により区分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外觀イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 事業期間

※事業期間の終期は、本計画の設定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設の整備の実施時期	区分	時期	備考
土地取得	平成	年 月	
着工	平成	年 月	
完成	平成	年 月	
事業供用開始	平成	年 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 移転等を行う業務	事業所	備考
移転等を行う業務部門		

※移転等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※事業所は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

- ② 特定業務施設で行う業務
- ③ 組織体制 (事業実施前・事業実施後)

(事業実施前)	(事業実施後)
	(事業実施後)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

※事業期間の終期は、本計画の設定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設の整備の実施時期	区分	時期	備考
土地取得	平成	年 月	
着工	平成	年 月	
完成	平成	年 月	
事業供用開始	平成	年 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 移転等を行う業務	事業所	備考
移転等を行う業務部門		

※移転等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※事業所は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

- ② 特定業務施設で行う業務
- ③ 組織体制 (事業実施前・事業実施後)

(事業実施前)	(事業実施後)
	(事業実施後)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。

※新規採用者数は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※職業分類に日本標準職業分類の中から選択し記載すること。

※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務(注)に従事する常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること(当該特定業務施設における従業員含む。)

3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物付属設備	百万円	

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人
特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。

※新規採用者数は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※職業分類に日本標準職業分類の中から選択し記載すること。

※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務(注)に従事する常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること(当該特定業務施設における従業員含む。)

3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物付属設備	百万円	

構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 支援措置の活用希望

支援措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

--

構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 支援措置の活用希望

支援措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

--

別記様式第25（第28条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活方向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第23（第25条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活方向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設の整備内容

① 整備目的

ア) 特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所	その他
-----	-----	-----	-----

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄で「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建物	延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	積			
建物の附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物の附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により区分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外觀イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 事業期間

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設の整備内容

① 整備目的

ア) 特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所	その他
-----	-----	-----	-----

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地					
建物					

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄で「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
建物	延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	積			
建物の附属設備	種類			
	数量等			
構築物	種類			
	数量等			
機械装置	種類			
	数量等			

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物の附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により区分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外觀イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 事業期間



※事業期間の終期は、本計画の設定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

区分	時期	備考
土地取得	平成 年 月	
着工	平成 年 月	
完成	平成 年 月	
事業供用開始	平成 年 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 拡充等を行う業務	事業所	備考
拡充等を行う業務部門		

※拡充等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※事業所は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

② 特定業務施設で行う業務

③ 組織体制 (事業実施前・事業実施後)

(事業実施前)
(事業実施後)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後(予定)の定員数を記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

※事業期間の終期は、本計画の設定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

区分	時期	備考
土地取得	平成 年 月	
着工	平成 年 月	
完成	平成 年 月	
事業供用開始	平成 年 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 拡充等を行う業務	事業所	備考
拡充等を行う業務部門		

※拡充等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※事業所は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

② 特定業務施設で行う業務

③ 組織体制 (事業実施前・事業実施後)

(事業実施前)
(事業実施後)

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後(予定)の定員数を記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員数の増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。

※新規採用者数は、新規採用による従業員数の増加数を記載すること。

※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員数の増加数を記載すること。

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務(注)に従事する常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること(当該特定業務施設における従業員含む。)

3 地方活方向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※特定業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合は、その全体について記載すること。

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	人	人	人	人	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の従業員数の増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を記載すること。

※新規採用者数は、新規採用による従業員数の増加数を記載すること。

※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員数の増加数を記載すること。

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務(注)に従事する常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人	人	人	人	人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること(当該特定業務施設における従業員含む。)

3 地方活方向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

区分	取得価格等	備考
土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※特定業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3 (1) 特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 支援措置の活用希望

支援措置内容		活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
設備投資に対する課税の特例措置 (特別償却又は税額控除の選択適用)	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
新規雇用等に対する課税の特例措置 (税額控除)	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること (複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。)

--

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3 (1) 特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 支援措置の活用希望

支援措置内容		活用の希望の有無	
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
設備投資に対する課税の特例措置 (特別償却又は税額控除の選択適用)	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	
新規雇用等に対する課税の特例措置 (税額控除)	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること (複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。)

--

別記様式第26（第28条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書（移転型事業）

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名

印

年 月 日 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請について、同条第3項の規定に基づき認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第24（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書（移転型事業）

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名

印

年 月 日 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請について、同条第3項の規定に基づき認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第27（第28条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書（拡充型事業）  
年 月 日  
事業者の名称及び代表者の氏名 殿  
認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請について、同条第3項の規定に基づき認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第28（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書（拡充型事業）  
年 月 日  
事業者の名称及び代表者の氏名 殿  
認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請について、同条第3項の規定に基づき認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第28（第28条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の認定をしない旨の通知書

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、地域再生法施行規則第28条第5項の規定に基づき通知します。

記

認定しない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第26（第25条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の認定をしない旨の通知書

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、地域再生法施行規則第25条第5項の規定に基づき通知します。

記

認定しない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第29（第34条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地方活方向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）について下記のとおり変更したいので、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

変更前	変更後

2 変更の主旨及び理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第27（第31条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地方活方向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）について下記のとおり変更したいので、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

変更前	変更後

2 変更の主旨及び理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3 G (第34条関係)

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定申請書 (拡充型事業)

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地方活方向上地域特定業務施設整備計画 (拡充型事業) について下記のとおり変更したいので、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

変更前	変更後

2 変更の主旨及び理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第28 (第31条関係)

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定申請書 (拡充型事業)

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地方活方向上地域特定業務施設整備計画 (拡充型事業) について下記のとおり変更したいので、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

変更前	変更後

2 変更の主旨及び理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



別記様式第31（第35条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の取消通知書

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付で行った地域再生法第17条の2第3項に規定する認定については、下記の原因により、同条第6項の規定に基づき取り消すこととしたので、地域再生法施行規則第35条の規定に基づき通知します。

記

取り消す理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第28（第32条関係）

地方活方向上地域特定業務施設整備計画の取消通知書

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付で行った地域再生法第17条の2第3項に規定する認定については、下記の原因により、同条第6項の規定に基づき取り消すこととしたので、地域再生法施行規則第32条の規定に基づき通知します。

記

取り消す理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。  
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3.2（第3.6条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 職 事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第3.6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

① 特定業務施設の整備状況

② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	平成 年 月	
普工	平成 年 月	
完成	平成 年 月	
事業体用開始	平成 年 月	

※報告時までに完了したものを記載すること。

③ 組織体制

（報告時）	

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人

別記様式第3.0（第3.3条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 職 事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第3.3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

① 特定業務施設の整備状況

② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	平成 年 月	
普工	平成 年 月	
完成	平成 年 月	
事業体用開始	平成 年 月	

※報告時までに完了したものを記載すること。

③ 組織体制

（報告時）	

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数	人	人	人

特定集中地域以外の 地域にある他の事業 所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤 者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。

※合計には、新規採用者数、特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業 所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域 にある事業所の従業 員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構 の債務保証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額 控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定集中地域以外の 地域にある他の事業 所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤 者数及び離職者数	人	人	人
合計	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。

※合計には、新規採用者数、特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業 所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域 にある事業所の従業 員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構 の債務保証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額 控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第3.3（第3.6条関係）

地方活カ向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年月日

年月日

甲

年月日付で認定を受けた地方活カ向上地域特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第3.6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

① 特定業務施設の整備状況

② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	平成 年 月	
普工	平成 年 月	
完成	平成 年 月	
事業体用開始	平成 年 月	

※報告時までに完了したものを記載すること。

③ 組織体制

（報告時）			
-------	--	--	--

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前前報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人

別記様式第3.1（第3.3条関係）

地方活カ向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

年月日

年月日

甲

年月日付で認定を受けた地方活カ向上地域特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第3.3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

① 特定業務施設の整備状況

② 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	平成 年 月	
普工	平成 年 月	
完成	平成 年 月	
事業体用開始	平成 年 月	

※報告時までに完了したものを記載すること。

③ 組織体制

（報告時）			
-------	--	--	--

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	認定時	報告時	増減
特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前前報告時	報告時	増減
新規採用者数	人	人	人
他の事業所からの転勤者数	人	人	人
他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人

合計	人	人	人
※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。			
※合計には、新規採用者数、他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。			
(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種			
職業分類	人数	備考	
	人		
	人		
	人		
	人		
合計	人		

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数  
注）地域再生法施行規則第8条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

合計	人	人	人
※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。			
※合計には、新規採用者数、他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。			
(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種			
職業分類	人数	備考	
	人		
	人		
	人		
	人		
合計	人		

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数  
注）地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時	報告時	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

支援措置内容	活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。